関税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍
線
0
部
分
は
改
正
部
分

要件に」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けているる要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号までに掲げる	一項」と、同規則第三条第一項中	中「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項におい	三条第一項、第五項第五号、同規則第四条第三項及び第六条第一項	国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類」と、同規則第	規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「	し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同	輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出	存)の規定は、法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例	等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保	等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存	認の申請等)並びに第六条から第八条まで(電磁的記録による保存	保存等)、第五条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承	四条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる	号を除く。)(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第	。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。) 第三条(第一項第二	方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号	一条の三 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存 第	(関税関係帳簿書類の保存方法等)	税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号) 関	改正案
号までに掲げる要件に」と、「受けている国税関係帳簿」とあるの「項中「次に掲げる要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五	て準用する法第四条第一項」と、	に第六条第一項中「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の	三条第一項、第五項第一号ロ及び第三号、同規則第四条第三項並び	国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類」と、同規則第	規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「	し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同	輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出	存)の規定は、法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例	等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保	等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存	認の申請等)並びに第六条から第八条まで(電磁的記録による保存	保存等)、第五条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承	四条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる	号を除く。)(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第	。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。)第三条(第一項第二	方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号	第一条の三 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存	(関税関係帳簿書類の保存方法等)	R税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)	現

とあ ば 号に規定する国 Ł, 月 記録 という。 条の は 名又は名称並 第三号並びに 富定科 関係 名称 第四 第四 なら 項 7 日 種 類に É 準 項 項 九第二項に る 取 並び 書類 「法第四· なけ É |条第 ないこととさ 用する法第四条第二項」と、 項 数 引 第五号中 0) 目 条)」とあ 量 年 لح 第 項 は 応じた主要な記 は 同 に輸 とあるのは 及び لح 户 あ 同 取 項 取 れ (関 引金額 条第 引年 関 第一 あ 一びに輸入の 号 日 る 条第二項」 第二項中 項 項 ば 入の 第一 第一 0 税関係書類 る 列 取 価 そ 税法第七条の九第一 おいて準用する法第六条第一項」と、 税関係帳 ならな 当 いるのは 号、 引年月 は 月 \mathcal{O} 記 格 \mathcal{O} 二項 月 許可 その れてい 該国 号並びに第五 号及び第六条第一 は 以 並 他 「貨 中 第三号及び第四 U \mathcal{O} いこととさ 「法第六条第一項」とあるのは 「貨物 底 簿 -他の 許可 関 物 とあるの 日 録項 勘 税関係帳簿」とあるのは 0 12 \mathcal{O} 「貨物の 日 第一 こその 定科 輸入 0 る書類をいう。 をいう。 部 付 年 税 国税関 と 皃 品 0 \dot{O} Î 法 分 と、 及び 号、 日 Ħ 第 他 0 名、 年月日」と、 数 以 ^並条第一 品名、 Ł 0 は 量 同 れ 許 一及び価値 規則 条の 日付」」 と 第 係帳簿の種類に応じた主 項 以下同じ。 下この号にお 取 可 数量及び価 第二号」とある て 「関税法第七条の九第二項に 国 七号並 引金額 項 号、 V 0) 日 の規定により 九第 年月 数量及び価格 る帳 税関係書類 項各号列記以 付 第 第四号中 「その 同条第一 以下同じ。 三条第 又は 格並びに輸入 と その 日 簿 びに第六 二項)」とあるのは 他 日付又は 金額」 格 と 12 同条第三 他 五. \mathcal{O} 11 当 . う。 おお 日 保 0 て 項 国 項 仕 \mathcal{O} (法第二条 لح 《第三号、 |税関 項 付 出 存をし は 玉 該 同 外 第 V 関 中 0 関 7 あ 人 金 仕 記 税 規 0 五. 以 日日 とあ と 税関 第 関 税法 号 準 項 る 0 許 額 出 録 則 部 係 下 なけ 一用する 一要な記 分及び 法 人の 付 \mathcal{O} 氏 可 に 項 係 第 帳 同 号 名又 るの · の 年 第 係 同 第 第 は 係 目 帳 三条 第 簿 同 U 「関 兀 お 氏 帳 規 兀 れ る 簿 規

税

関

係

帳

簿

税

法

第七

条の

九

第一

項

の規定により

備

付

け

及

び

保

量及び 」とあ う。 外 日 関係帳簿 をいう。 は 旦と、 名、 下この号にお 取 六条第一 第一項各号列記以 規 項 ŋ は 入の その と と、 引金 数量 項」とあるのは 項 0 項 以 則 第 備 第二号」とあるのは 「受け 国 「関税法第七条の九第二 下同 第三 の規定により保存をし 部 数 第 以 付 並額その 税関 及び 分 他 許 価 量 る 兀 号 下 け 日日 ーそ 一条第 以下同じ。 ľ 項」と、 号中 及 0 0 口 同 及 て \mathcal{O} 可 格 及び価格 日付ける 係書類 公び保・ いる関 付け び 日 0 \mathcal{O} 価 種 並 は 及 年月 びに いて び 第 付 他 格 類に応じた主 他 当 玉 存をし け 又 項 Ή. \mathcal{O} 0 第 とあ は 第三 文は金 外の |税関 뭉 日仕 輸 玉 該 税 日) | |と、 と |税関 号 法 仕 記 関 規 関 関 並 付 出 入 金 1第二条 号、 なけ ٢ 額 け る \mathcal{O} 出 税 魺 税法 部 係 係 び 人 録 分及び 第 に 0 0 許 額 人 項 係 関 第 帳 同 同 帳 一項に 三条第 第七 簿 第 同 لح لح 氏 要 な は 可 12 0 目 帳 係 同 規 項 れ 簿 名又は 条第 あ あ な け 号 係 氏 簿 帳 規 魺 第 ば 六 第二号に規定する \mathcal{O} 」という。 関 (関 第三号 لح る記 項 日 る 記 れ 年 \mathcal{O} 簿 条 則 第 る おいて準用する法第四条第二 名又は名 ならな と、 月日. 号、 ばな 税関 中 付 \mathcal{O} \mathcal{O} 録 勘 種 0 第 あ 匹 税 と、 類に 九第 項 四 項 け は は 名 項 定 録 る 条 法 法 係書類 並び 称並 É らな 条第 第 第七 第 \mathcal{O} 科 項 第 いこととさ 法第四 ٤, É 称並 第四 貨 取 応じ 五号 第 は 目 _ 一項に 一号及び لح 引 لح に 条の 匝 物 び 取 項 ある とあ た主 [条第 あ 0 年 に 引 中 第 関 項 取 同 لح び 項 こととさ 第 (関 引金 る 数 户 輸 国 条第一 条 あ に 年 税関 九 お 第 第一 輸入 るの 0 量 日 入 0 税 税関係書類を る 要 月 当 V) 項 号 第 第 第 れ 項 五. は 及 0 は 額 法 \tilde{O} な 日 該 て準用する法第 中 号 係 並 匹 7 その 項」 びに 項 び 許 れ 第 項 は 0 は 記 国 並 帳 号、 1 項 脱関 簿」 貨 七 法 とあるの 各 価 他 7 中 許 録 勘 び る 0 とあ 取 他 条 貨 貨 第 第 同 号 格 \mathcal{O} 物 11 可 定 に 帳 規 項 六条第 る書 条第 定に 物 科 六 列 引 並 日 年 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 0 物 目 係 第 簿 目 | 記 年 九 年 び 付 月 品 玉 る \mathcal{O} 0 五. 以 う 0 号 数 簿 同 ょ は 月 に け 日 税 類 第 月 品 条 Ŧī. 以 名

相当す する法 規 ては、 申 帳 く。 項に 条第 条第 あ \mathcal{O} \mathcal{O} す 目 年 あ 記 税者 んる日 簿に 関 るの 該 告 関 が 户 財 뗈 関 る 則 日 第 第 保 期 係 لح 第 四 主 お 務大臣 税 項 係 んは、 一要な記 「まで 四 Ź 存義務者 当 限 係 帳 あ 関 11 項 項 項 条 は 目 帳 律 同 とあ 第三 る国 簿 る 中 لح 条 第 係書類 項 条 期 該 簿 7 並 取 で (当 とあ 第一 びに な に 間 条第五号に規定する納税者をいう。 \mathcal{O} 国 0 0 準 あ 第 五号及び第 輸 引 0 「その と、 該法 るの 法第五条第 年 お 間 税 税 る 録 種 は 用する法第五条第 五. 項 入 V の同 とあるの 第六条 項 0 玉 月 11 項 が当該納税者であるとした場合における当該 0 \mathcal{O} 類 項 る (当 「受けてい と と 脱関 とあるの 玉 目でない は 他 同 \mathcal{O} 許 日 て 中 定申告期 は 第 その 潍 該保存義務 取引年月日その 条第五項 可 条第八号に規 税 0 六 は 取 法 「輸入の 通則法 用 日付」」とあるのは 号二及び 同 同 0 係 第 引年 規則 関 項 他 する法第五条第 は 年 帳 条第三 第 深限の | 税法 項」 国税関係 第 甪 0 は る関税関 項 簿 五. 関 条第 第 日 に 第二条第七号 許 貞 第七号中 日付及び勘定科目 第 三年 弱者が当 第六項 とあ 項、 ない 号 あっては、 税関係帳簿 可 日 施 应 三条第五項第 項」 その ٤, 定する法 0 並 行令第四 号 項」 -を経過 孫帳: るの ・帳簿にあっては、 第五 玉 年 他 びに第八条第 中 該国 と 月 同 税に係る国税関 の日付及び 他 中 同 とあ 簿」 国 日 条第 は \mathcal{O} 二項 項 勘定科目 する日 定納期 <u>の</u> 号イ中 国 及び 税関 条 税関係帳簿に係る 日付」」 (定義) 「同号中 と、 と 「受けてい 関 るの の十二 税庁長官」とあ 一号口)でない場合に と、 と、 R係書類. 第六 項 税法 Iまで 勘定 (限) 及び 勘 は 同 同 と を除 第七 一第 項 項第五 項 (1) 項 定 「輸 「当該国 後三年 科目 、 る 国 第 勘 第 科 国 関 \mathcal{O} 係帳簿に 規定する 勘 匝 单 入の 税関 四 目 税 間 定 条 同 定 項 同 لح 同 二号中 号中 税関 科 項 が 法 科 \mathcal{O} 規 玉 規 あ 規 (勘 と、 前間 -を経 と 則 中 主 係 第 玉 税 目 九 許 目 る 税 則 る 則 一要な を除 帳 七 は 税 0 法 関 定 係 第 第 可 0 第 \mathcal{O} 第 国 لح لح 同関 簿 同 定 玉 科 兀 法 条 過 係 帳 \mathcal{O} は 兀 は 兀

るのは 契約 とあ 準用 るの れた金 他これ る特例 該 簿 な \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 項 及び第三項第 同 同 る 金 ら 当 「法第五 他の 条第 種 国 国 \mathcal{O} 記 は 同 第 額 若 \mathcal{O} 規 関 条第 税 該 税 る 録 類 する法第五 兀 は 原 書 書 則 項 税 L 「受けている関税関 لح 号一 0 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 項 日 額 < 産 申 類 第 第 法 取 関 とあるの らに準ず ごと 条第 五項 同 玉 あ 目 取 付け」」とある 告 匹 項 定 は は 地 第 領 及び 引年月 貨物 条第 でな 税法 申 税 る 収 条 号 t 引年月日その 有 証 あ 告 通則 書そ 第 0 輸 中 第五号中 価 明 第 項」 第六 期 条第 る書 八 は 号 同 書 入 11 施 は 証 る 五. 0 一号に 行令第 条第五 九 限 \mathcal{O} 玉 日 取 項 玉 項 法 並びに第 券 \mathcal{O} \mathcal{O} 到に |税関 لح 類」 第 関 許 その 項 他 及 第二 金 契 第 税 \mathcal{O} \mathcal{O} は 規 な 項 あ 中 額 受 約 関 Ű 税 二条 可 第六 定 関 係 他 係 る 他 \mathcal{O} 同 匹 項 取 لح 書 関 関 れ 号 係 項 1 \mathcal{O} \mathcal{O} 第七号 と 第 す 玉 係 年 帳 0) 帳 \mathcal{O} 0 は 号 玉 条 八条第一 記 書 税 中 書 12 6 |税に係 水の十二 簿に 簿」 税庁 一で 類 項 る 帳 月 日 は 日 1 載 領 7 法 に お 一号 付け 法 簿 日 付 同 中 契 準 取 0 収 施 V と、 「受けて 7 け 号中 長官 定 あ 関 口 そ 約 相 ず 同 \mathcal{O} あ 書及び自己 行 引 (定 いっては、 第 項中 るこ ٢ (3)納 る国税関 及び勘定 税 金 令 る あ 規 準 \mathcal{O} 手 ٤ 法第七 _ 勘定科 から 第四 義 同 匹 関 る 則 甪 期 記 額 書 と 輸入 とある [項 第四 同 項 して 限 同 れ 類 0) する法 11 載 0 受け 第 る国 規則 国 及 は 6 さ 記 項 条 月 当 第五 条の 0 ٢, |税に の U 後 係 規 勘 科 同 条 0 れ 載 \mathcal{O} |税関 第四 帳 定 目 号 規 許 0 作 取 相 関 第 該 定 書 \mathcal{O} 第 自 +年 簿 す 玉 号 科 中 九 則 可 لح は 同 関 類 契 成 \exists 税 匹 あ 手 以する法 勘 第一 [条第 を Ź 税 中 目 係 第 0) あ 規 条 約 る契約書又は 第 \mathcal{O} 関 項 カコ 財 ら受け を除 年月 第一 た発 仕入 経 0 法 関 定 玉 帳 四 る 則 金 作 係 並 税関 簿」 一項に 条第 第三 書類 過 定 係 玉 科 0) 務 額 項 成 び 日 項 す 申 帳 税 目 は 大 律 0 又 注 書 に 項 書その たこれ 第六条 る日 とあ は 臣 告 簿 関 が 係 お 第 記 規 取 と لح 載さ 受 主 項 係 帳 11 五. 請 定 0 あ そ 取 ま 当 要 簿 て 中 あ 限 係 る Ŧī. 帳 求

条第十 とあ 又は う。 おけ 第五 す 第二号及び に 同 書 は る法第八 在 7 「法第七 1地) は は 類 る法 甪 おい 関 同 関 規 五. 力する法 るの 名称 類 ただだし 本店若しく Ś 条 税 係 劐 0 条第三 本 下こ 第七 特 関 類 第 帳 7 保 Ŧī. Ŧī. 店 第 条第一 項」 とあ あ は 若 準 係 \hat{O} 五. 条第二項 同 及 項 年 定 簿 存 第七 書」 条中 全部」 第六条中 あ 規 び 0 法 0 書 用する法第九条」 書類をいう。 条 項 る 項 関 とあ とあ るの 第三 則 0 る 規 号 律 < 第 類 住 個 個 条第一 と 第五 のは 第一 لح 項 は 及び次条に は 税法第七条の 所 定 は 「法第九条」 とする法 を 号中 いるのは とあるの 項」 るの 若 あ は 主たる事 番 主たる事 一十七号) とあ とあるのは 関税法 と 条第 同 識別するた しくは居所又は本店若しくは主たる事 る 保保 と 項」 規則 申 承 は 又 るの -請者 同 存場 申 以 認 は は 人番号を 「関税関 第七 と 第五 -請者 は 関税法第七条の 項 おお 下同 済関 規則 務 務 同 法 物所及び と、 九第二項において準用する法第六条第 所 の氏名又は名称及び 第 とあるの 規則 関 は 第四号中 所 1 関 条第一 ľ 条の 税関 第六条第一 \hat{O} 7 \bar{O} 税 同 番 8 \mathcal{O} 関 関 同じ。 条第五項に規定する個 第四 所 号 同規則第四条第三項第 係 税関係帳簿書類 法第七 規 1 0 所 氏 税法 名又は 帳簿 番号 係 則 納 在地」と、 ئ 税関係帳簿書類に」 在 第 |条第三 0 項 帳 第 税地等」 有 地 は 「法第六条第 簿 第五号及び第六条第 書類の保 Ŧī. 第 0 及 全部」と、 条 以 「関税法第七条 項中 九第 七条の 下この 又は法-項 条第 名称 び 書 な 利用等に 0 項 類 個 九 0 とあ 第 同 第二 者 承認をし ۲, 一項に 八番号 承 項 九 規 住所若しくは 号及び 存 住 八番号 第 認 第 る 劕 関 所若 関 号 項 あ ٤ におい 第五 済 五 二項に 項ただし $\tilde{\mathcal{O}}$ す 玉 税 中 E _ と 行 次条に 号中 る法 しく た 所 国 は 人番号を . (7) 税 関 お 一号中 税関長 条第 同 轄 税 て 務 は 政 九 同 関 係 玉 11 **飛稅務署** 号及び 保 関 準 お 所 法 律 手 は 同 第 係 帳 税 て 項中 存場 続に .規則 法 書 居 氏 準 係 用 11 0 お 第 居 帳 簿 関 玉 二項 伞 項 7 名 簿 第 所 所 所 又 係 用

条第二 税務署1 保存場 帳簿書 第一 第七 関係 第五 関 関 準 お 六条第一項ただし書」 て準用する法第九条」 保存」とあ 類の全部」とあるの 第三項」 は 目 取引年月 項 期 義務 同 で L 項中 1でない 条第 書」 にお 法 間 長 係 甪 V 0 輸輸 て準 条中 書類 項 帳 する法第 第 条第三項」 者 間 次 長等」 とあるの _ 簿 項 が 八 所 第二号及び第六条中 類に」とあるのは 入 1 Ŧī. 「法第七条第 (当 とあ 領に て準用 とあ 当該 条第 َ کر 書 用 0 玉 中 をいう。 日その他 号に規定する納 法 いるのは 「該保. 税関 類 する法第七 許 「法第五 とあるの 第九 るの 的税者 八 二項」 お る 可 と لح 条第 は する法 同 0 存 V \mathcal{O} 係帳簿にあ しあるの --規則 条」 以下 年 は は \mathcal{O} 義務者が当 日付け لح は 条第二 関 関 同 月 であるとした場合に 「三年を経 とあ と、 項 項」 と 日 第五 条第 税法 第五 同じ。 規則 承 は あ 税関 関 税者 認税 は る 関 税法第七 税関係 いっては、 と と 条第 条第 関 0 لح 同 第 関 同 る 係 第 及び勘定 項 ごとあ 関 承 項 あ 規 七 保 規 \tilde{O} 匝 を 該 税 は 税 帳簿書類 存場 いう。 長 法 同 る 則 条 関 則 は \mathcal{O} 条 同 過 国 認 と、 全部 条第三 帳簿 第三 項 第 済 規 関 第 \mathcal{O} 項 係 第 条 する日まで 税 \mathcal{O} 関 لح 水の九第 第四 科目 則 勘 七 関 は 五. 九 所 帳 兀 る 関 税 条第 条第三 の保存」 と、 及び 書類 第 項 \mathcal{O} V 条 税 第 法 同 簿書類に」と、 税法第七 定科目を除 係 と 関係帳 関税 号 項 は で ځ 0 第 規 第 おける当 帳簿に 二項に (勘定 ない 劕 单 納 及び 七 税地 項 関 関 第 第 法 項 号 項 玉 0) 第 条 第五 ۲, 科目 五 第 お 法 第 条 国 税関 中 に 第 税 税 間 場 係 簿 0 等 ٢ 項 書 条 七 第六条第 0 税 お 匹 関 法 該 合に る 項 九 11 号 ٢, 0 類 中 第 第 条 号 九 同 関 係 国 V 項 が 係 第 期 玉 とあ 第 て準 同 承 . D 及 準 同 中 号 係 帳 税 中 主 帳 七 間 は 税 承認 及び 帳簿 と 項 項 九 び 関 要 項 用 規 簿 条 同 \mathcal{O} とあ 第六条 る 国 項 又 甪 法 な 第 を 第 第 する法第 則 係 0 \mathcal{O} 規 相 当 納 項ただ 0 同 は 第 当 済 お 五 第 税 に 書 す 記 種 九 則 該 税 る法 号 項 す た 国 뭉 は 関 る 保 所 11 五 お 規 類 関 簿 五. 録 第 第 者 及 中 12 則 条 税 て 係 税 兀 轄 11 \mathcal{O} 項

項中 二項 号中 認税関長」 準 は主たる事 所若しくは居 ただし書」と読み替えるものとする。 本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号 条の 公項にお とあるの 第 -用する法第七条第二項」 法第七条第二項」 、番号又は法 する法第十条」 は 、において準用する法第四条各項のいずれか」と、 法 「法第十条」 九第二項において準用する法第六条」と、 届 項 第四条各項のいずれか」とあるのは 出 第 と . て は「関税法第七条の九第二項において準用する法第十 務 者 所 0 所又は本店若しくは主たる事務所の 人番号を有しない 「承認税関長」 同規則第七条中 0 氏 中 と とあるのは 所在地」 名又は名称及び とあるの 「届出者の 同条第一 とし、 と という。 は 氏名又は名称 一項及び第三項中 「関税法第七条の 者にあっては、 「法第六条」とあるのは 「所轄税務署長等」とあるのは 「関税法第七条の 同条第 住所若しくは居所又は 一項第三号及び第一 لح 住 「関税法第七条の九第 九第二項 氏名又は名称及び住 所若しくは 同 「法第十条ただし書 同 九 所 条 第二 第 .規則第八条第 在 同条第 地 一項に E 本 項 「関税法 お 店 居 第 二項 とある いて準 二項中 若しく お 所 号及 いて 文は 第 (個 承

(特例輸入者についての規定の準用)

第

八人条 備付け 特例) るの なけ 出 は 条の に規定する特定輸出者について準用する。 及び保存をしなけ 条の三中 第一条の三の規定は、 人」とあるのは 関 ればならないこととされてい 脱法第六十七条の八第一項 八 第 「関税法第七条の九第二項」とあるの 項」 と 「仕向人」と、 れ ば 法第六十七条の三第 関 ならないこととされている 民税法第 北七条の の規定により備付け及び保存 る同項に規定する帳簿」 輸 入の 九第 許 この場合にお 可 Ò 項 項 年 の規定により は (輸出 減帳簿_ 户 関 日 **院税法第** 申告 と、 とあ とあ いて \mathcal{O}

> あるの 二項において準用する法第七条第二項」 する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。 十条ただし書」と 則第八条第一項中 は 同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは 第七条の び 第二 において準用する法第十条」と、 関 税法 は 項 第二 九第二項におい 承 第七条の九第二 一号中 認税関長」と、 しあるの 「法第十条」とあるのは 法 第四 は て [条各項 項 準用する法第四条各項 「関税法第七条の九 にお 同 規則第七条中 0 いて準用する法 同条第一 V ずれ と、 カュ 垣 関税法第七条の とあ 及び 第 法 所轄 関税法第七条の 第六条」 第六条」 \mathcal{O} 第三 項 税務署長等」 る 12 ず 0 項 は お れ とあ 中 か 関 九 るの 法第 九 税法 同 甪 لح 第 規

(特例輸入者についての規定の準用

第八条 るのは 備付け 六十七 特例) をしなけ 仕 第一 出 条の に規定する特定輸出 及び保存をしなけ 条の三中 第一条の三の 人」とあるの 「関税法第六十七条の れ 八第 ば ならないこととされ 二項 関税法第 対規定は、 <u>ر</u> کر は 仕 ればならないこととさ 者に 向 七条の九第 人 八第 関 法第六十七条の三第 税 ついて準用する。 と てい 法第 一項 七条の る の規定により 二項」とあ 「輸入の 同項に 九第 規定 許 れ この るの 可 7 でする帳 0 備 V) 項 項 る帳 年月日」 付 0 は 場 輸 一合に け及び保存 規 関 簿 出 定 税法第 申 お とあ より 告 て

二第四 令第四 あ ならないこととされ 定により るの と読み替えるものとする は は 項」 は 条の十二第四項」とあるの 関 「輸 税法第六十七条の八第一項の規定により保存をしなけ 保存をしなけ 「関税法第六十七条の と 出 0 許 「関税法第七条の二第一 可 てい の年月日」 ればならないこととされている書類 る同項に規定する書類」と、 と 三第一項第一号の承認をした税関長 は 「関税法施行令第五十九条の十 「関税法第七条の九第 項の承認をした税関長」と 「関税法施行 とある 項 の規 れ ば

記録 よる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電 条まで 旬 式 よる保存等の る保存等・ 脱関 、が適用される貨物を業として輸入する者に の保存) そ おい 係帳簿書類の電磁的記録による保存等)及び第四条から第八 電子 (国 れぞれ て、 電 税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィ 帳簿保存法施行規則第三条 の規定は、 承認に係る変更・ 磁的記録による保存等の で同表の 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 法第九十四条第一 電子計算機出力マイ 承認の申請等 第一 項に規定する申告納 項第二号を除く。 ついて準用する。 クロフィ 電 磁的記! ル ノムによ ル この ムに 録に 税方 磁的

保存法施行規則の規構の特えられる字句が読み替える電子帳簿が読み替えられる字句が読み替える字句がある字句がある字句がある字句が表します。

税法施 るのは 関長」とあるのは 九条の十二第四項」 取引に関する契約書 及び自己の作成した発注書その ならないこととされてい 0 定により保存をしなければならないこととされて た税関長」と読み替えるものとする。 手から受け 令第四条の十二 関 は 税法施行令第五十九条の十 「関税法第六十七条の八第一項の規定により保存をし 行令第四条の十二第四 輸出 取 の許可の た仕 第 「関税法第六十七条の三 と 項 仕 書 に 年月日」と、 入書その 規 る 「関税法第七条の一 請 定する特例申 同 項」 求 項に規定する書類」 他これらに準ずる書類」 書 とあるの 他これ 第 原 関税法第七 項に規定する特定輸出 産 告貨 らに準ずる書類」 地 第 は 証 第 明 物 「関税法施行令第五十 項 書 0 と いる書 条の 第 項の承認をした税 取 契 引 号の承認をし 約 に関して 九 とあるの 関 類 第 書 税法 なけ 貨物 とある 項 領 収書 施行 れば 0 関 0 規

第十条 条まで 同 句 場合にお 式 記録の保存) よる保存等の承認に対する準用 よる保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マ る保存等 玉 が適用される貨物を業として輸入する者に 税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等) それぞれ同表の 電子帳簿保存法施行規則第三条 (国税関係帳簿書類 ** \ 電 て、 の規定は、 磁的記録による保 次 \mathcal{O} 表の上欄に掲げる規定中同 下 - 欄に 法 第九十四条第 0 掲げる字句に読み 電 存等の承認の 子計算機出力マ 電子取引の取引情報に係る電磁的 (第 項に 項 . つ 申 及び第四条から第八 -請等 替えるものとする。 表 71 規定する申告納税方 第二号を除く。 イクロフィルムによ て準 0 イクロ 中 欄 用する。 電磁的記録に フィ に掲げる字 この ムに

条第一項第一号及び第三条第一項第一号、第四号、第三号、第四号、			第三条第一項	第三条第一項 項第五号、第四条第 三項、第五条第三項	第三条の見出し並びに四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第二項並び一項及び第二項並びに第六条第一項第二
国税関係帳簿		帳簿	次に掲げる要件に	法第四条第一項	国税関係帳簿書類
関税関係帳簿	じ。) にととされている をしなければならな	より備付け及び保存四条第一項の規定に帳簿(関税法第九十帳)	る要件に ら第五号までに掲げ 第一号及び第三号か	る法第四条第一項 三項において準用す	関税関係帳簿書類
第三号、第四条第一第五項第一号ロ及び			同上	第三条第一項 現第一号ロ及び第三 等五条第三項並びに 第五条第三項並びに	月上
上		上 回	日上	日上	同 上
日上		日上	日上	日上	上

	第三条第二平		第三条第一項第五号	第二条第一項第三号第三条第一項第三号第三条第一項第三号第三条第一項第三号がの部分及び第三号がびに第五条第一の部のの部ののがある。
う。以下同じ。)る国税関係書類をいる国税関係書類をいます。	法第四条第二項	· 録 付 ・ 項 ・ 目 は	当該国税関係帳簿 明司年月日、勘定科 目、取引金額その他 の国税関係帳簿の種 類に応じた主要な記 類に応じた主要な記 において「記録項目 において「記録項目	法第六条第一項
関税関係書類(関税関係書類(関税関係書類)の規定により保存をしなければならない	第一号 三項において準用す 三項において準用す	年月日	当該関税関係帳簿 当該関税関係帳簿	関税法第九十四条第三項において準用す
	同 上		日上	現第一号並びに第六
月上	同 同	記 付	同 同 上 上	同 上
日上	同日上上上		同 上 上	同 上

	条第一項第四号条第二項並びに第六条第二項並びに第六項、第四	号並びに第六項以外の部分及び第七以外の部分及び第七		
	国税関係書類	法第四条第三項	日付又は金額	、勘定科目、取引金 での他の国税関係 をの他の国税関係 をの他の国税関係
	関税関係書類	高法第四条第三項高法第四条第三項	で 「取引年月日その他 での 一下取引年月日その他	年 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
第三条第三項第二号	日上	号並びに第六項以外の部分及び第五以外の部分及び第五以外の部分を対象を		
取引に関して、相手を受け取った契約がら受け取った契約で自己の作成したこの自己の作成したこの書類と	日上	日上	日付け又は金額	同 そ の 他 の 日 付 け
輸入の許可を受けた 貨物の取引に関して た仕入書、請求書、 原産地証明書、契約 原産地証明書、契約	上	上	の日付け」日子の他	日付け 上 日付けの他の

	_	第四条第一頁第二号				第四条第一項				第三条第五項第五号	二及び第六項	第三条第五項第四号	条第一項	項第一号並びに第八	一項第五号及び第三	口(3)、第四条第	第三条第五項第二号							
要 科	日を	国党関系長奪の重領	受けている国税関係			法第五条第一項		その他の日付」	目」とあるのは、「	同号イ中「、勘定科		国税庁長官					国税に関する法律							
	<i>0</i> 言 <i>0</i> 左 月	丰	受けている関税関係	る法第五条第一項	三項において準用す	関税法第九十四条第	他の日付」	は「取引年月日その	の年月日」とあるの	同号中「輸入の許可		財務大臣				三条第六項	関税法施行令第八十							
	Ī	司				同				同		同					同							
		E				上				上		上					上							
主定	、取引年月日	上国説関系長奪の重領	同上			日上		その他の日付け」	目」とあるのは、「	上同号イ中「、勘定科		コード 日 コード 日 コード 日 コード						取金額	れた契約金額又は受	取書で、その記載さ	しくは有価証券の受	る契約書又は金銭若	契約金額の記載のあ	

第四条第二項																						第四条第一項第五号				
法第五条第二項	る期間)	る当該期間に相当するとした場合におけ	者が当該納税者であ	には、当該保存義務	いう。)でない場合	に規定する納税者を	納税者(同条第五号	係帳簿に係る国税の	義務者が当該国税関	までの間(当該保存	後三年を経過する日	定する法定納期限)	税の同条第八号に規	については、当該国	に係る国税関係帳簿	申告期限のない国税	申告期限(当該法定	義)に規定する法定	法第二条第七号 (定	係る国税の国税通則	当該国税関係帳簿に	国税関係帳簿の)	、勘定科目を除く。	関係帳簿にあっては	記録項目でない国税
関税法第九十四条第一																				での間	三年を経過する日ま	関税関係帳簿の				
一 同 上																						同 上				
同上																					同上	同上	0)	は、勘定科目を除く	税関係帳簿にあって	な記録項目でない国

第五条第一項第一号	ア			第四条第三項第一号	四項	第四条第三項及び第	
申請者の氏名又は名 称、住所若しくは居 所又は本店若しくは居 主たる事務所の所在 は及び個人番号(行	法第九条	保存国税関係帳簿書類の	:	全部国税関係帳簿書類の		法第五条第三項	国税関係帳簿の種類 の日付及び勘定科目 の日付及び勘定科目 の目付及び勘定科目 が主要な では があずりが主要な では でない国税
申請者の氏名又は名 居所又は本店若しくは は主たる事務所の所	る法第九条三項において準用す	保存関税帳簿書類の	以下同じ。)の全部税関係書類をいう。	関税関係帳簿又は関関税関係帳簿書類(る法第五条第三項三項において準用す	関税法第九十四条第	の 第 て
	日上			日上		同上	
	日上	日上		日上		同上	国税関係帳簿の種類 国税関係帳簿の種類 の目付け及び勘定科目が主要目 (勘定科目が主要 は、勘定科目が主要 な記録項目でない国 が関係帳簿にあって
	配 上	一 山		下 回		同上	同上

及び第六条 第五条第一項第五号			第五条第一項第四号	及び第六条	第五条第一項第二号																				
法第七条第一項		し書	法第六条第一項ただ	等	保存場所及び納税地	務所の所在地)	店若しくは主たる事	若しくは居所又は本	名又は名称及び住所	い者にあっては、氏	は法人番号を有しな	じ。)(個人番号又	及び次条において同	をいう。以下この号	に規定する法人番号	同法第二条第十五項	。)又は法人番号(び次条において同じ	いう。以下この号及	規定する個人番号を	号)第二条第五項に	十五年法律第二十七	関する法律(平成二	めの番号の利用等に	の個人を識別するた
三項において準用す関税法第九十四条第	だし書だし書	三項において準用す	関税法第九十四条第		保存場所																				
同 上			同上		同上																				
日上			日上		同上																				
			同上		同上																				

		1	1					T		
及び第二項第一号	第六条第一項第一号	条第一項及び第二項第五条第三項、第六					第五条第三項		第五条第一項第五号	
所又は本店若しくは 主たる事務所の所在 地及び個人番号又は 法人番号(個人番号 又は法人番号を有し ない者にあっては、	田者の氏名又親の氏名又	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	所轄外税務署長		法第七条第三項		法第六条第六項		法第八条第二項	
を を を は主たる事務所の所 を の の の の の の の の の の の の の	又		所轄外税関長	る法第七条第三項三項において準用す	関税法第九十四条第	る法第六条第六項三項において準用す	関税法第九十四条第	る法第八条第二項三項において準用す	関税法第九十四条第	る法第七条第一項
] 						同上		同上	
] 				同上		同上		日上	
] _				日上		日上		日上	

istis																			
出の許可の年月日」と、出の許可の年月日」と、は第九十四条第二項におい法第九十四条第二項におい法第九十四条第二項においたの表のは「仕向人」と、とあるのは「仕向人」と、		三項	第八条第二項及び第			第八条第一項			第七条			第六条第二項			及び第二項第三号	第六条第一項第三号			
出の許可の年月日」と、「関税法施行令第八十三条第六とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあおいて、前条の表中「関税法第九十四条第一項」と、規定する貨物を業として輸出する者について準用する。規定する貨物を業として輸出する者についての規定の準用)(貨物を業として輸入する者についての規定の準用)			法第十条ただし書			法第十条			法第六条			法第七条第二項			れか	法第四条各項のいず	事務所の所在地)	本店若しくは主たる	所若しくは居所又は
の年月日」と、「関税法施行令第八十三条第六項」とあるは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸門条の表中「関税法第九十四条第一項」とあるのは「関税貨物を業として輸出する者について準用する。この場合に前条の規定は、法第九十四条第二項(帳簿の備付け等)に業として輸入する者についての規定の準用)	る法第十条ただし書	三項において準用す	関税法第九十四条第	る法第十条	三項において準用す	関税法第九十四条第	る法第六条	三項において準用す	関税法第九十四条第	る法第七条第二項	三項において準用す	関税法第九十四条第	ずれか	る法第四条各項のい	三項において準用す	関税法第九十四条第			
出の許可の年月日」と、「輸 第十一条 前条の規定は、法第 規定する貨物を業として輸出 おいて、前条の表中「関税法 おいて、前条の規定は、法第 おいて、前条の規定は、法第			同上			同上			同上			同上				同上			
人」と、 と、 と			同			同			同			同				司			
入輸準第す九にの入用九る十つ			上			上			上			上				上			
許可を受けた貨物の取引に関して出る。この場合に出入っいて準用する。この場合に四条第二項(帳簿の備付け等)に四条第二項(帳簿の備付け等)にいての規定の準用)			同上			同上			同上			同上				同上			

					のは「関税法施行令第八十三条第八項」と読み替えるものとする。
治療が行為が行為が対象を対す、と言え者がある。	去包丁合育し十三条育し頁 「売み捧えるもり」する。	ずる書類」と、「関税法施行令第八十三条第六項」とあるのは「関税	「輸出の許可を受けた貨物に関する契約書、仕入書その他これらに準	書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは	、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収